新潟県景観規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年10月30日

新潟県知事　　花　角　　英　世

新潟県規則第45号

新潟県景観規則の一部を改正する規則

新潟県景観規則（令和２年新潟県規則第55号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改　　正　　後	改　　正　　前
（景観重要建造物の管理の方法の基準） **第９条**　条例第15条第４号の規則で定めるものは、次に掲げる基準とする。 (1)・(2)　（略） (3) 景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な建造物と一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件に存する樹木で、景観重要建造物と一体となって良好な景観を形成しているものにあっては、条例第18条各号に掲げる基準に準じて管理すること。	（景観重要建造物の管理の方法の基準） **第９条**　条例第15条第４号の規則で定めるものは、次に掲げる基準とする。 (1)・(2)　（略） (3) 法第19条第１項に規定する土地その他の物件に存する樹木で、景観重要建造物と一体となって良好な景観を形成しているものにあっては、条例第18条各号に掲げる基準に準じて管理すること。

附　則

この規則は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和８年法律第23号）の施行の日又はこの規則の公布の日のいずれか遅い日から施行する。